

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	保有者が前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合、保有者である非居住者が日本国から出国する場合その他の保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合と例示されているが、払い戻しは発行者の判断に委ねられており義務でないと考えますが、それでよいか。	資金決済法上、原則として前払式支払手段の払戻しは認められておらず、例外として認められる場合の要件を内閣府令において定めているものであり、貴見のとおり、前払式支払手段発行者に払戻しを義務付けるものではありません。
2	前払式支払手段の利用が可能である地域から転居した場合、その後旅行等により当該地域を再訪する可能性がある場合でも、第42条第3号に該当するという理解でよいか。	個別事案ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えられますが、抽象的な再訪の可能性があることをもって第42条第3号該当性が否定されるものではないと考えられます。
3	利用者は移動しないものの、当該地域において前払式支払手段を利用できる支店が閉鎖された場合にも、第42条第3号のやむを得ない事情により前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合に該当するという理解でよいか。	個別事案ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えられますが、前払式支払手段発行者の「支店の閉鎖」が、「保有者のやむを得ない事情」に当たるような事案であれば、第42条第3号に該当するものと考えられます。
4	払戻しが認められる場合の例示として「保有者が前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合」、「保有者である非居住者が日本国から出国する場合」を明示することについて、慎重に検討を進めて頂きたい。	今般の改正によって前払式支払手段発行者に払戻しが義務付けられるものではなく、これまでの考え方を変更するものでないこと等も考慮し、例示を追加することとしました。